

## 第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年10月16日(金) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政  
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉  
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ  
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 9 片岡 正春・10 牧野 礼吉

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)  
報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(地役権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地役権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第7号 非農地証明願について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第10回第1農地部会を開催いたします。  
本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。  
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。  
9番 片岡 正春委員、10番 牧野 礼吉委員、よろしく願いいたします。  
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。  
よろしく願いいたします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から3で、合計件数は3件、合計面積はすべて田で8,385㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。  
  
2ページから5ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は35,718.61㎡で、その内訳は田が26,469㎡、畑が8,638.61㎡、その他としまして「池沼」となりますが、611㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
  
6ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。  
番号1、宅地分譲用地                      番号2、駐車場用地  
番号3、店舗兼住宅用地                      番号4、宅地分譲用地  
番号5、一般個人住宅用地                      番号6、資材置場及び駐車場用地  
番号7、資材置場用地  
でございます。  
以上、件数は7件、合計面積は3,062㎡で、その内訳は田が1,200㎡、畑が1,862㎡、でございます。  
  
7ページをお願いいたします。  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。  
番号1、一般個人住宅用地  
でございます。  
以上、件数は1件、面積は畑で402㎡でございます。  
  
8ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者\_\_\_\_\_、申請地は畑で、面積が92㎡、取得年月日は、昭和53年6月18日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件 面積は畑で92㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

続いて、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、9ページから10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,396㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
外1名、面積 22,550㎡、申請地 神戸もったい\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 1,510㎡ 外1筆、合計面積 2,471㎡。  
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 12,636㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,239㎡、申請地 高野尾町寺谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 763㎡。  
これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 12,636㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,239㎡、申請地 高野尾町清水\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 476㎡。  
これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,794㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
面積 1,760㎡、申請地 安濃町今徳織戸\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 665㎡ 外1筆、合計面積 762㎡。  
これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,905㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
面積 9,905㎡、申請地 安濃町清水佐倉\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 614㎡ 外6筆、合計面積 8,391㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積 28,861.12㎡、渡人(亡) \_\_\_\_\_ 相続財産管理人 \_\_\_\_\_、面積 9,171㎡、申請地 安濃町荒木南興 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 2,132㎡ 外5筆、合計面積 11,303㎡。

これにつきましては、受人は、相続人不在による財産処分により申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は24,166㎡で、その内訳は田が21,625㎡、畑が2,541㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。  
地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。地元推進委員と現地を確認させていただきましたが、何ら問題はございませんでした。  
以上です。

議長 番号2と3、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。10月9日に、地元推進委員と現地を確認いたしました。事務局の報告どおり、別に問題はございません。また、その後、地元の方の農業振興協議会において審議させていただきましたところ、別に何も問題ないということで、以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
番号4、地区は村主。

内藤委員 13番、内藤です。10月9日、地元推進委員と事務局と、現地を確認させていただきました。何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号5、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。10月9日に、地元推進委員、それから事務局と私で、現地確認を行いました。問題なしとの判断をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

議長 番号6、地区 明合、お願いします。

海野委員	12番、海野です。同じく10月9日に、地元推進委員、それから事務局、私で現地確認を行いました。問題なしとの判断をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。 番号1から番号6について、地元委員から異議なしの発言がございました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案1号について許可をすることに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	11ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。  番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里野田町細澤 _____ 台帳地目・現況地目 畑、面積 354㎡。 これにつきましては、現在、東隣にある父親名義の居宅に同居する申請者が自己所有となる居宅を建築し独立するため、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。  番号2、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町栗加栗加上 _____ 台帳地目 畑、現況地目 畑及び一部宅地、面積 643㎡のうち337㎡。 これにつきましては、議案第6号番号3と関連しておりまして、その内容は1筆の土地である申請者名義の土地に、まず自己所有の農業用倉庫を建築しようとするもので、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  以上、件数は2件、合計面積は全て畑で691㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里。
草深委員	19番、草深です。9日に、事務局の方と田中農業委員、地元推進委員と現場を確認させていただきまして、何も問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	番号2、地区 明合。

海野委員	12番、海野です。10月9日、地元推進委員と事務局と私で現地確認を行いました。事務局から説明がありましたように、後で出てきます議案第6号の3と関連しております。何ら問題なしとの判断をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	番号1、2について、地元委員から異議ない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、異議なしのため、議案第2号について許可をすることに決定いたします。 続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページから13ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  番号1、地区 一身田、受人 社会福祉法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 一身田平野北浦 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 487㎡ 外1筆、合計面積 1,266㎡。 これにつきましては、現在申請地の北側に隣接する _____ を経営している受人は、園庭が狭く運営に苦慮していたことから、これを拡張すべく申請地を園庭用地とするものです。 なお、津市開発事業に関する指導要綱に基づき、既に開発事業届出書が提出され、当部会での承認とともに同時許可となります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。  番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 半田松ヶ枝 _____、台帳地目・現況地目 畑、面積 390㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は300.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の77.0%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。  番号3、地区 櫛形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 産品棕谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,613㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は656.0㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の39.5%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 産品椋谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 565㎡ 外1筆、合計面積 721㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は656.0㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の70.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 櫛形、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 産品宮ノ前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 413㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は656.0㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の68.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 櫛形、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 産品椋谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 109㎡ 外3筆、合計面積 2,173㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,180.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 櫛形、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 殿村井戸 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 343㎡。

これにつきましては、申請地の近接地で自己が福祉事業法人の代表を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自己及び従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 櫛形、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 産品椋谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 651㎡ 外1筆、合計面積 1,128㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は524.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 城山三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 439㎡ 外1筆、

合計面積 898㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は457.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高茶屋、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 城山三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 469㎡ 外1筆、合計面積 921㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は512.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町北黒田御絵堂 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 724㎡。

これにつきましては、受人は、現在申請地の近接地で自己が営む電気工事業の資材置場として、間もなく契約期間満了を迎える約300㎡の土地を賃貸しておりますが、手狭であり苦慮していたことから、申請地を渡人から譲り受け、資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 黒田、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町北黒田御絵堂 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 152㎡。

これにつきましては、鈴鹿市に事務所を構える受人は、日頃から津市管内での受注が増加傾向であったことから、隣接する河芸町内にて拠点を探していたところ、申請地の北側に隣接する倉庫を売却するに至ったため、申請地を資材置場、工事車両及び従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町中縄藤之森 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 438㎡。

これにつきましては、受人は、現在申請地のある地区に隣接する場所で資材置場を賃貸し、塗装業を営んでおりますが、手狭であり苦慮していたことから、申請地を渡人から譲り受け、駐車場及び資材置場用地とするものですが、始末書の提出がありますのでこれを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町平木松ヶ久保 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 137㎡。

これにつきましては、転居してくる受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町平木松ケ久保\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 27㎡。

これにつきましては、転居してくる受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生中相野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 223㎡。

これにつきましては、申請地に隣接する受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場・物置・進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町清水松本\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 155㎡。

これにつきましては、申請地の近接地で建設業を営む受人は、渡人から自己所有地の北側に隣接する申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 安濃、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃室ノ口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 1,028㎡。

これにつきましては、受人は、現在一身田中野に本社を有し、安濃町曾根にて約600坪の土地に事務所及び資材置場を賃借しておりますが、4年前から近年自社が受注するエリアからして、効率のよい安濃町安濃周辺かつ、現在賃貸する土地と同程度の広さで、自社所有地となる土地を探していたところ、このたび譲渡人と条件が合意に至ったため、申請地を事務所及び資材置場としようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 田、面積 829㎡ 外1筆、合計面積 888㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は567.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の63.9%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は13,638㎡、このうち田が8,352㎡、畑5,286㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明は終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 一身田、お願いします。
田村委員	3番、田村です。10月9日、会長、部会長、それから地元推進委員と現地確認を行いました。特に問題なく、事務局説明どおりですので、よろしくお願いします。
議 長	番号2、地区 神戸。
東海委員	4番、東海です。10月9日に、事務局と私、2人で確認をさせていただきました。地元推進委員は、当日都合が悪いため、事前に確認をしたということで連絡を取っております。何ら問題はございませんでした。 番号3から8まで、楡形です。 まず、7番を除きまして、10月9日に、事務局、地元推進委員、それから川邊委員、それから業者の方が来られまして現地確認しましたが、何ら問題はございませんでした。 番号7番の楡形ですけれども、これも10月9日に、事務局、地元推進委員、川邊委員、それから工事の方と現地を確認しましたが、何ら問題はございませんでした。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 番号9と10、地区 高茶屋です。
村澤委員	5番、村澤です。10月9日、地元推進委員と事務局と現地確認しました。何ら問題はないので、よろしくお願いします。
議 長	番号11、12、地区 黒田です。
喜多委員	8番、喜多です。この件、地元推進委員と事務局と確認しましたが、事務局の説明のとおり、別に問題はありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号13、地区 明。
牧野委員	10番、牧野です。10月9日、地元推進委員の方、それから事務局と現地を確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	番号14、15、地区 長野。
清水委員	11番、清水です。9月28日に、地元推進委員とともに現地を確認したところ、何も問題はないということでよろしくお願いします。
議 長	番号16、地区 草生。
内藤委員	13番、内藤です。10月9日、地元推進委員と事務局とで現地を確認させ

ていただきました。何も問題ないと判断させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 17、18番、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。まず、17番ですが、10月9日、地元推進委員、それから事務局と、そして私で現地確認を行いましたところ、問題なしとの判断をさせていただきました。

それから、18番につきましては、1,000㎡以上ということで、10月9日、守山会長、太田部会長、本庁の事務局、そして地元委員と私とで現地確認を行いましたところ、問題なしと判断をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号19、地区 香良洲。

村澤委員 5番、村澤です。9月29日ですけれども、農地パトロールと一緒に現地確認をさせていただきました。何ら問題ないので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

番号1から番号19において、地元委員から異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。

それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（地役権）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本平林 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 297㎡のうち5.05㎡ 外1筆、合計面積 86.11㎡。

これにつきましては、既に許可を得て太陽光事業を実施している敷地に進入するための管理用通路として、令和2年4月16日に許可を得たものになりますが、事業計画の変更により地役権者に変更が生じたため、取消願が提出されたものになります。

なお、次の議案第5号にて改めて許可を得るべく、申請がされております。

以上、件数は1件、面積は畑で86.11㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	<p>地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 棕本、お願いします。</p>
牧野委員	<p>10番、牧野です。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願 いします。</p>
議 長	<p>番号1について、地元委員から異議なしということですが、皆さん、いかが ですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは、異議なしと認め、議案第4号についても承認をすることに決定い たします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事 務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権） でございます。</p> <p>番号1、地区 棕本、借人 _____ 合同会社 代表社員 _____ 株 式会社 職務執行者 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本平 林_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 297㎡のうち5.0 5㎡ 外1筆、合計面積 86.11㎡。 これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の地役権を設定し、申請 地を管理用通路用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は畑で86.11㎡でございます。 この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可 要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 棕本、お願いします。</p>
牧野委員	<p>10番、牧野です。これは、先ほどの第4号で出たのと一緒の土地で、新し い人がまた代わりに借りるということでございますので、事務局の説明どおり でございます。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願 いいたします。</p>
議 長	<p>番号1について、地元委員から異議なしということでございます。皆さん、 いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>

議長 よろしいですか。  
それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里野田町細澤\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 370㎡。

これにつきましては、借人は、父親である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、借人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町新町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 469㎡。

これにつきましては、借人は、妻の父である貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町栗加栗加上\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目 畑、面積 643㎡のうち306㎡。

これにつきましては、借人は、父である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、面積は全て畑で1, 145㎡でございます。

この案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。9日に、田中農業委員、地元推進委員、事務局の方と確認させていただきましたが、何も問題はありませんでしたので、よろしく願いいたします。

議長 番号2、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。10月9日に、地元推進委員と事務局と私で現地を確認させていただきました。何ら問題はございませんでしたので、地元の農業振興協

議会でも審議しましたところ、特に問題ないということでした。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
番号3、地区 明合、お願いします。

海野委員 12番、海野です。10月9日、地元推進委員、事務局、そして私とで現地確認を行いました。この案件につきましては、先ほど議案2の2で承認いただきました件と関連がございます。何ら問題なしと判断させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号3について、地元委員から異議なしということがございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。  
それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定いたします。  
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 神戸、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 神戸西垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 366㎡。

これにつきましては、家屋登記事項証明書により、申請地に昭和46年4月に居宅を新築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で366㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。10月9日に、事務局と私2人で現地を確認しましたがけれども、事務局の説明のとおり何の問題もございませんでした。  
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員から異議なしということがございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。  
それでは、異議なしと認め、議案第7号について、証明することに決定いたします。  
次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で39, 185㎡、畑の使用貸借で2, 428㎡、契約件数は14件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で51, 851㎡、畑の使用貸借で373㎡、契約件数は33件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で86, 270㎡、畑の使用貸借で1, 262㎡、契約件数は17件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18, 802㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて196, 108㎡、畑の集積は使用貸借のみで4, 063㎡、合計契約件数は67件、合計面積は200, 171㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区9件、河芸地区28件、安濃地区10件、芸濃3件で合計50件、合計面積は160, 219㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で74.6%、面積で80.0%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明は終わりました。  
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案

件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号29について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 案件29番、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号59についてです。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。  
入室ください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。  
それでは、異議ないということでございますので、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
以上で、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時46分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年10月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_